

上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱

(平成26年 3月25日決定)

上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱（平成23年 3月24日決定）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、町民が取り組む住宅の省エネルギー化又はバリアフリー化（以下「住宅リフォーム等」という。）に要する費用の一部を助成することにより、エネルギー対策と高齢化社会に即した快適な住まいづくりを促進し、合わせて町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 住宅

居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物(居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、そのうちの居住部分のみとする。)をいう。(アパート等賃貸営業用のものを除く。)

(2) 住宅リフォーム

住宅の増築、改築又は修繕のうち、別表1に規定する上富良野町住宅リフォーム等助成事業対象工事施工基準（以下「対象工事施工基準」という。）に掲げる工事をいう。

(3) 太陽光発電システム

太陽光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電システムの設置工事のうち、対象工事施工基準に掲げる工事をいう。

(4) 町内建設業者

町内に本社を持つ法人で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の事業者をいう。

(助成の内容)

第3条 町長は、住宅リフォーム等に要する費用の一部を助成するため、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住宅につき1回限り、同一人につき1棟までとする。

(助成金の交付対象となる住宅リフォーム等)

第4条 助成金の交付の対象となる住宅リフォーム等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内建設業者との工事請負契約により施工されるもの

(2) 住宅リフォーム又は太陽光発電システムに要する費用が、それぞれ20万円以上のもの

2 前項第2号に規定する住宅リフォーム等に要する費用（以下「住宅リフォーム等

助成対象額」という。)には、次に掲げる額を含まないものとする。

- (1) 住宅と非住宅部分を併せた工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用の額
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく日常生活用具(住宅改修)の給付を受ける場合は、その住宅改修の工事に要する費用の額
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合は、その居宅介護住宅改修費等に係る工事に要する費用の額
- (4) 国、北海道及び本町その他公共的団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事をする場合は、当該工事に要する費用の額
- (5) 省エネルギー又はバリアフリー居住環境づくりに寄与する根拠を示すことができない工事に要する費用の額
- (6) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等(後付照明器具、据置きコンロ、ストーブ、家具、その他これらに類するもの)の購入又は設置に要する費用の額

3 前項各号の費用の額において、同時施工による共通費用については、あん分により算出するものとする。

(助成金の交付対象者)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、前条に規定する要件を満たした住宅リフォーム等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有する個人(住民基本台帳に記載されている者。)で、住宅リフォーム等を行う住宅を所有し、かつ、現に居住する者(以下「所有者等」という。)。ただし、第13条で規定する完了検査時において、前記条件を満たす者を含む。この場合において、所有者等とは、当該住宅リフォーム等を行う住宅に居住し、かつ、当該住宅の所有者が親、子(未成年を除く。)若しくは配偶者である者(当該住宅について、将来、所有権移転が見込まれ、かつ、所有権移転までの間、他の者への賃貸がないと認められる場合に限る。)を含むものとする。
- (2) 住宅リフォーム等を行う住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が上富良野町行政サービスの制限措置条例(平成18年上富良野町条例第19号)第2条第3号の規定に基づく町税等の滞納者でないこと。ただし、第7条に規定する助成金の交付申請時に本町に住所を有さない個人にあっては、住宅リフォーム等を行う住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が、申請時に住所を有する市町村の市町村民税等及び市町村に納付すべき公共料金等を滞納していないこと。
- (3) 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(平成24年上富良野町条例第13号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でない者
- (4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

(助成金の額)

第6条 住宅リフォーム等に関する助成金の額は、住宅リフォーム等助成対象額のうち、住宅リフォーム及び太陽光発電システムに要する費用それぞれに10%を乗じて得た

額の合計とする。ただし、それぞれの助成金の上限額は、20万円とする。

- 2 前項による助成金算定の結果、100円未満の端数がでたときはこれを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 交付対象者は、住宅リフォーム等の着手前に、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票

(2) 住宅リフォーム等を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類

(3) 住宅リフォーム等の内容及び住宅リフォーム等に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類

(4) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

申請時に本町に住所を有さない個人にあつては、住宅リフォーム等を行う住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が、申請時に住所を有する市町村の市町村民税等及び市町村に納付すべき公共料金等を滞納していないことを証する書類

(5) 写真（助成事業の施工前の状況を撮影したもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、現地を確認のうえ助成の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成事業の変更等)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、助成事業を廃止しようとするときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業廃止承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 3 前2項において、「中止」とは工事予定期間における完了期日を年度末日を超えて変更する場合、「廃止」とは第7条に規定する助成金を受けようとする行為を廃止する場合をいう。

(助成事業の変更等承認)

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）又は上富良野町住宅リフォーム等助成事業廃止承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
(着手の届出)

第11条 交付決定者は、助成事業に着手したとき、又は前条に規定する助成事業中止の承認を受けた事業を再開するときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業着手・再開届（別記様式第8号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

2 前項の着手届には、住宅リフォーム等に係る契約書又は請書の写しを添付しなければならない。

（完了の届出）

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業完了届（別記様式第9号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 写真（助成事業の施工中及び施工後のそれぞれの状況を撮影したもの）

(2) 住宅リフォーム等に係る代金の請求書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

（完了検査）

第13条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出を受けた日から14日以内に当該助成事業について職員に実地検査をさせ、当該届出に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、上富良野町住宅リフォーム等助成事業完了検査調書（別記様式第10号）に記録するものとする。

（助成金の額の確定等）

第14条 町長は、前条の規定する完了検査の結果、助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金確定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第15条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に、交付決定者から提出のあった上富良野町住宅リフォーム等助成金請求書（別記様式第12号）に基づき交付するものとする。

（助成金の取消し等）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取消したときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付決定取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム

ム等助成金返還命令通知書（別記様式第14号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この当該事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに助成金の交付請求をした者については、この限りではない。

3 第16条から第17条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有するものとする。

4 この要綱の施行際現に旧上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱の規定により助成金の交付を受けた者は、改正後の要綱第5条の規定にかかわらず、交付対象者から除くものとする。

【別表1】上富良野町住宅リフォーム等助成事業対象工事施工基準

※ リフォームに係る材料のうち、「設置、取替もしくは追加」とするものは、すべて新材を使用すること。

目的	部位	工事の内容	助成の対象及び条件等 (設置、取替工事に附随して必要な工事は対象とする)	
省エネルギー対策	窓・ガラス	内窓の設置、外窓又はガラスの交換	単板ガラスから、空気層12mm、ガラス中央部分熱貫流率が2.08以下の2重ガラスへの取替。 木製またはプラスチック製もしくはプラスチックと金属の複合製の建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のガラス入り建具への取替。 内窓ブラストサッシ取付、ただし熱貫流率が2.08以下の製品を使用する。	
	外壁・屋根・天井・床	断熱性能の維持・向上	断熱材の取替、追加工事。ただし、下記の量以上の断熱材を使用する工事。 ・熱伝導率0.052~0.035W/mkの断熱材を使用…外壁・屋根・天井6.0㎡、床3.0㎡ ・熱伝導率0.034以下の断熱材を使用…外壁4.0㎡、屋根・天井3.5㎡、床2.0㎡ 断熱材等の性能維持に必要な工事（断熱材周囲の透湿シートやビニールフィルムの設置や取替、内部への雨水進入防止等）	
		玄関等の建具取替工事	屋外に面する部分に熱貫流率が2.33w/㎡・K以下（K2仕様）の製品を使用する。	
		玄関等へのフードの設置・取替	防寒のため玄関フードの設置工事、取替工事。	
		外壁材・屋根材・コーキング材の取替	屋根、外壁の張替工事、コーキング材の取替	
	浴室	高断熱浴槽への取替	ユニットバス周囲温度10℃、浴槽湯量は深さの70%、断熱風呂蓋を閉じたままの状態での4時間後の温度低下が2.5℃以下の製品（JIS基準）	
	居室	熱交換型換気扇の設置	熱交換型から熱交換型への取替は対象外。ただし、局所型から集中型への取替は対象。	
	トイレ	節水型便器への取替	便器標準洗浄水量が最大で6.0リットル以下の製品への取替	
		手洗い器の設置	既存の便器が手洗い器付便器の場合、節水型便器に取り換える際、タンクレスの便器となるため、トイレ内に手洗い器を別に設ける工事。	
	LED照明器具	LED照明器具の設置	既存照明器具（LED照明器具以外）をLED照明器具へ取替又は新設。（ランプのみの交換を除く。）	
その他	町長が許可したもの			
バリアフリー化	住宅の内 外	手摺の設置	住宅内部の必要なカ所に、移動を助けるためもしくは体を支えるための手摺を設置する工事。 将来手摺を設けるための下地を設置する工事。	
		段差の解消	居室間の段差、玄関等の段差を解消するための工事、建具の取替も含める。	
		廊下巾等の拡張	車いす等の通行のために廊下や、開口部の巾を広げる工事。 扉の取替に伴う壁又は柱の改修工事。	
		床仕上げ材の改修	車いす等の移動のために、畳からフローリング等へ張り替える工事。	
			床やタイルを滑りにくくする工事。 床材等の変更のために下地や根太を補強する工事。	
		建具の改修	建具を引き戸、折れ戸又は自動ドアに変更する。 ドアノブの変更。 トイレ等の建具を外から開錠できるようにする工事。開き勝手の変更工事。	
			段差解消機の設置	段差解消機の設置及び、設置に伴う壁の補強等の改修工事。
			水栓の設置、取替	シングルレバー水栓、自動水栓の設置、又は当該品への取替。
		照明等スイッチの移動	使い易い位置への移動。	
		照明等スイッチの設置、取替	ワイド型スイッチの設置、又は当該品への取替。	
		ドアホンの設置・取替	モニター型とする。	
		エレベーターの設置	エレベーターの設置及び、設置に伴う改修工事。	
		足下照明の設置	足元灯の設置。	
		スロープの新設・勾配緩和工事	玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事。	
		電動物干し竿の設置	電動で昇降する物干し竿の設置。	
階段	勾配緩和工事	階段の勾配を緩やかにする工事。		
	階段昇降機の設置	階段昇降機の設置及び、設置に伴う壁の補強等の改修工事。		
	滑り止めの設置	階段に滑り止めを行う工事。		

バリアフリー化	トイレ	安全移動及び介護のための改修	便器と前方壁との距離を1,000mm以上、かつ便器と側方壁との距離を500mm以上確保する。	
		便器の取替	和式便器から洋式便器への取替。	
			洋式普通便座から、暖房便座又は温水洗浄機能付便座への取替。	
	トイレの新設	介護や移動困難な者の移動距離を短くするため、居室の一部を改修しトイレを新設する工事。		
	洗面所	洗面台の設置・取替	シャワー水栓、シングルレバー水栓又は自動水栓が設置されている製品の設置、又は当該品への取替。	
			洗面台をひざ入れスペースのある型式に取替える工事。	
	台所	流し台又は調理台の設置・取替	シングルレバー水栓又は自動水栓が設置されている製品の設置、又は当該品への取替。	
			流し台及び調理台をひざ入れスペースのある型式に取替える工事。	
	浴室	安全移動及び介護のための改修	可動式吊り棚の設置・取替	吊り棚を可動式の型式に取替える工事。
			改修により次のいずれかとなる場合。 1. 浴室内が、短辺内法寸法1,300mm以上、かつ内法寸法面積2㎡以上となる。 2. 浴槽が埋込型又は半埋込型浴槽となる。 3. 出入り口の段差が解消される。 4. 出入り口が引き戸となる。 上記改修工事に伴う必要工事。	
その他	町長が許可したもの			
太陽光発電システムの導入		太陽光発電パネルの設置工事（新築住宅への設置も含む）のうち、以下に該当するもの。 ・高圧配電線または低圧配電と関係したもの。 ・電力会社と電灯契約を結んだもの。 ・日本工業規格等で認められているもの。 ・未使用であるもの。（中古品は不可）		